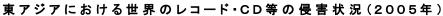
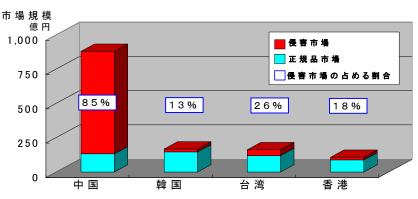
海賊版対策の概要

●侵害状況





●「知的財産推進計画2007」(H19.5 知的財産戦略本部決定)

<ポイント>

1. 模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現を目指す

(資料)国際レコード産業連盟(IFPI)調べ

- 2. 侵害発生国・地域への対策を強化する
- 3. 侵害発生国・地域の当局との当局間の連携を強化する
- 4. 自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)等を活用する
- 5. 諸外国との連携を強化する
- 6. 多国間の取組をリードする
- 7. 模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する

●主な施策(最近の主な実績)

二国間協議による侵害発生国への取締強化の要請

中国国家版権局との間での日中著作権協議を実施。(H15.3、H16.5、H17.10、H18.8)

日韓文化交流局長級協議で著作権問題の協議を実施。(H15.11、H16.6、H18.2)

韓国文化観光部との間での日韓著作権協議を実施。(H18.11、H19.10)

日韓ハイレベル経済協議実務者レベルで著作権問題の協議を実施。(H18.12)

日台貿易経済会議で著作権問題の協議を実施。(H15.11、H16.11、H17.11、H18.11、H19.11)

・途上国対象の協力事業の実施

文化庁より WIPO (世界知的所有権機関) に信託基金を拠出し、WIPO と共同で、

シンポジウム及び研修等を内容とする「アジア地域著作権制度普及促進事業」

(APACE (アペイス) プログラム) を実施。

H19.10 東京特別研修

H20. 1 リジョナル・シンポジウム(テーマ:オーディオビジュアル業界における著作権・著作隣接権問題於:ネパール)※予定

・アジア諸国の国民向けの著作権教材を開発・普及

H16.11 著作権教材「Asian Copyright Handbook」作成

著作権啓発セミナー(H17.3 於:ベトナム、H17.9 於:ミャンマー、H18.1 インドネシア、

H18.5 於:中国、H18.10 於:モンゴル、H19.11 於:バングラデシュ)

・我が国の企業の諸外国での権利行使の支援

我が国の権利者が、アジア地域において、司法手続、取締りの要請等を行う際に役立つ ハンドブックを作成。(H16.12 台湾編作成、H17.11 中国編作成、H19.1 韓国編作成、 H20 ヨーロッパ(イタリア)編作成予定)

・官民合同ミッションの派遣など、官民の連携の強化

官民合同対中ミッションに参加。(H14.12、H16.5、H17.4及び6、H18.4及び6、H19.4及び9)

平成 19 年度 APACE プログラム 実施概要

平成 19 年度予算: 55,066 千円

● リジョナル・シンポジウム:アジア太平洋地域の各国代表が集まり、著作権問題について協議する。

アジア・太平洋地域 著作権・著作隣接権国際シンポジウム オーディオビジュアル業界における著作権・著作隣接権問題について(予定)

開催国: ネパール

日 時: 2008年1月29日~31日

● 東京特別研修:アジア・太平洋地域の途上国の専門家を対象とした研修プログラム。日本の著作権・著作隣接権の保護とエンフォースメントのシステムに関する研修。

参加国: 6名(中国、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、タイ、

ベトナム)

開催国: 日本(東京)

日 時: 2007年10月22日~11月2日

● 集中管理団体研修:途上国の政府職員や集中管理団体の職員を対象とし、集中管理団体の設立や機能強化を促進し、人材を養成する。

参加国: 日本音楽著作権協会(JASRAC) 4名(フィリピン)

実演家著作権隣接センター(CPRA) 4名(中国)

開催国: 日本(東京)

日 時: 2007年10月29日~11月2日

● サブリジョナル・ラウンドテーブル:準地域を対象として著作権問題について協議する。 ソフトウェア業界における著作権の新たな問題に関するラウンドテーブル(予定)

派遣先: マレーシア 日 時: 2008年1月

● ナショナル・セミナー:途上国の国民を対象とし、著作権思想の普及を図る。

著作権・著作隣接権の集中管理に関するナショナル・セミナー

開催国: カンボジア

日 時: 2007年10月22日~23日

著作権を基盤としたビジネスに関するナショナル・セミナー

開催国: パキスタン

日 時: 2007年11月12日~13日

● 専門家派遣:途上国の著作権制度及び集中管理制度の整備について助言を行う。

集中管理システム実現可能性についての検討に係る専門家派遣

派遣先: パキスタン

日 時: 2007年11月8日~9日

平成 19 年度 二国間協議等概要

● 日韓著作権協議

日 時: 2007年11月17日

開催地: ソウル

協議事項:

日本側) 改正著作権法、著作権分野の国際協力、

音楽著作権の集中管理、映画のライセンス契約

韓国側)日韓の法制度に関する共同研究、政府間の人事交流、

著作権登録制度、FTA

● 貿易経済会議(日台)

日 時: 2007年11月21日~22日

開催地: 東京

協議事項:

日本側)インターネット・サービス・プロバイダの責任制限に関する法整備

インターネット上での海賊版対策強化 海賊版摘発に係る権利者の手続き改善

集中管理団体の連携

平成18年度 アジア著作権セミナー (東京セミナー)

日 時: 2007年2月28日~3月2日

開催地: 東京

テーマ: 一般国民に対する著作権意識啓発

参加国: ASEAN諸国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、

ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア)、中国、韓国、モンゴル

自由討論概要:著作権意識啓発の効果的方法について

1. 著作権意識啓発活動の対象者

著作権意識啓発活動を効果的に行なうには、意識啓発の対象者をグループとして細分化して列挙し、各国の発展段階に適合した優先順位を定めるとともに、各グループに対して最適な方法論を考慮する必要がある。このグループ分けには、幼稚園児から小中高校生、大学生、社会人に至る年齢別や、一般社会人、企業人、著作権関係者などの職業別などが考えられる。著作権の専門的知識が必要な職業も、国会議員、クリエータ、報道関係者、著作権に関する専門家、研修指導者、学校教員、大学教員、裁判官、警察など多様であり、それぞれに異なるアプローチが必要である。

権利侵害を実際に行なっている者については特別な措置が必要であるが、著作権に対する知識がないために権利侵害をしてしまう無意識な侵害者と、故意に侵害する悪質な侵害者では異なるアプローチが必要である。違反しても罪の意識のない者、説明しても理解が得られない者については、法的措置に移行することが必要である。

2. 著作権意識啓発活動の方法

今回のセミナーにおいて、参加各国から多彩な意識啓発活動の方法論が紹介された。 大きく分類すると、①セミナー、シンポジウム、ワークショップ、研修講座、コンテスト、クイズ大会、キャンペーンなどのイベントの開催、②ポスター、ガイドブック、著作権教材、パンフレット、ビデオ、書籍、テキスト、著作権白書など著作権意識啓発ツールの開発・普及、③広告、ウェブサイトの開設、テレビ・ラジオ・新聞での解説などのメディアの活用などの他、④ヘルプデスク、ヘルプライン、寄付講座、関係団体の育成と連携、注意喚起などがある。これらの方法の何れも全てに対応できるものではなく、各国の状況や対象者によって上記の方法を組み合わせて行なうなど、最も効果的な方法を検討することが必要である。

3. 著作権意識啓発活動の目的と内容

著作権の理解のためには、誰にもわかりやすい「所有」の概念から始め、「財産」といった有形的なものの所有権から、次第に「アイディア」といった無形のものに関する権利の理解へと、段階的に進めていくことが効果的である。

また単に、「法律を遵守せよ」と繰り返しても十分な効果は得られないため、著作権を尊重する意識を社会一般に広く流通させ、社会における「常識」として定着させていくことが重要である。そのためには、著作権保護は新たな創作のインセンティブとなり、国の産業育成や経済発展に寄与することなど、知的財産制度が社会及び個人の発展にとっていかに貢献できるかを強調して、当該社会の経済的・文化的発展を意識啓発の目的とすることが重要である。それと同時に、知的財産権侵害は円滑な貿易に悪影響をもたらすことや、海賊版売買が犯罪組織の資金源となっていることなど、消費者の倫理観や企業の社会的道義心に訴える内容も重要である。啓発活動の内容は、デジタル化、ネットワーク化など新しい時代の変化に対応して、常にアップデートされていなければならない。

4. 著作権意識啓発活動の国際連携

著作権意識啓発活動は政府と民間が役割を分担しながら協力して行なっていくことが重要であり、その双方に対しての国際的な協力も必要である。

途上国における著作権意識啓発活動や当該分野の能力構築において国際協力を実施する上では、対象国政府の積極的関与が不可欠である。協力事業の実施に当たっては現実的な目標を設定して、限られたリソースをどこに使うかよく考える必要がある。また、対象国の人的、財政的資源を調査し、文化的、社会的状況を踏まえて、対象国民に受け入れられるバランスを見極める必要がある。さらに、当該分野での国際連携においては、緊密な情報共有を行い、その活動に重複がなく、相乗的な効果が生み出せるよう、相互に調整することが必要である。

平成 19 年度 権利執行支援事業概要

● 著作権侵害対策ハンドブックの作成

「ヨーロッパにおける著作権侵害対策ハンドブック (イタリア編)」

目的:日本の著作権者、著作隣接権者、コンテンツ企業等の権利行使を支援する目的で、ヨーロッパで権利行使する際に必要な情報をまとめたハンドブックを作成・配布する。本編では、イタリアにおける権利執行を中心とした記述となっている。

● トレーニング・セミナー:

目的:侵害発生国の取締機関職員を対象とし、著作権や日本コンテンツに関する知識を付与することで、当該国における日本コンテンツの海賊版取締りの実効性を高める。

- バングラデシュ:2007年11月20日~22日(ダッカ)
- 中国:2007年10月22日(香港)、2007年10月24日
 2007年12月18日(深圳)、2007年12月20日(広州)
 2008年1月15日(上海)、2008年1月17日(北京)予定

● 権利執行セミナー

目的:国内権利者を対象とし、平成18年度に作成した「韓国における著作権侵害対策 ハンドブック」の普及を図るとともに、韓国におけるコンテンツビジネス展開の留意 点や海賊版に対する権利行使の方法について講演する。

- ・ 韓国:2007年11月6日(ソウル)
- 日本:2007年 9月26日(東京)、2007年11月 8日(福岡)
 2007年11月16日(大阪)

官民連携事業概要

● コンテンツ海外流通促進機構(CODA)実施

会員数:20団体、22社(2007年3月現在)

設立:著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくため、文化庁、経済産業省の呼びかけの下、2002年8月2日に設立。

事務局:日本貿易振興機構(JETRO)

■ CJ マーク(コンテンツ海外流通マーク)を利用した共同権利執行 海賊版対策の一手段として日本コンテンツに付するマーク。

本マークを付した商品(真正品)を海外に流通させた場合、当該真正品を模倣した海 賊版にも本マークがコピーされると予想されるため、別途真正品流通地域に本マークの 商標登録出願を行い、その登録に基づく商標権により、海賊版を「商標権の侵害」とし て摘発している。なお、権利執行セミナーでは、取締機関職員を対象として、真偽判定 方法の一つとしての CJ マークを紹介している。



2005年1月~2007年9月までの執行実績

中国(本土):取締3.056件、逮捕者100名

香港:取締 674 件、逮捕者 549 名 台湾:取締:72 件、逮捕者 842 名

登録済:香港、台湾、EU諸国、米国、日本

出願中:中国、韓国

<コンテンツ海外流通マーク(CJマーク)>

■ 法制度委員会

海外著作権関連法制度の研究等を行い、侵害発生国への要請を検討する。

● 知的財産保護官民合同訪中

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)と日本政府が連携して、知的財産権保護に関係する中国政府機関に対して、「協力」と「要請」をテーマに、知的財産権保護に係る協力のあり方について意見交換を行うとともに、制度面・運用面での改善を要請する。

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)実施

会員数:195 (88 団体・107 企業) (2007 年 6 月 27 日現在)

設立:模倣品・海賊版等の海外における侵害問題解決に意欲を有する企業・団

体が業種横断的に集まり、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資

することを目的として、2002年4月16日設立。

事務局:日本貿易振興機構(JETRO)

米国による対中国WTO提訴について

1. これまでの経緯

米国は2006年10月以来、中国における知的財産権保護対策について、WTO協議を要請することを予定していた。

2007年4月7日、中国は協議対象となっていた刑事訴追基準の一部引き下げ等を公表したものの、米国はこれらでは不十分であるとして、同月16日、中国に対してWTO協定に基づく協議を要請した。

日本は「知的財産権の保護と執行」の協議に第三国参加している。(「市場アクセス」については第三国参加していない。) 2007年6月、「知的財産権の保護と執行」に係る米中間の二国間協議がジュネーブで行われた。なお、本件については、EU、カナダ、メキシコも第三国参加した。

二国間協議により紛争を解決できなかったため、2007年8月、米国がパネルの設置を要請し、現在審理が行われているところである。

2. 協議要請の内容

(1) 知的財産権の保護と執行

① 刑事訴追基準の問題

商標権・著作権の侵害行為があった場合であっても、侵害規模が一定額(刑事訴追基準)以下の事案については、一律に刑事罰の対象から除外される制度が存在する。

② 模倣品・海賊版の廃棄方法

税関で没収した模倣品・海賊版の社会公益事業での利用、権利者への有償 譲渡等を認めており、権利侵害の特徴を削除する方法がない場合のみ、模倣 品・海賊版を税関が破棄しなければならない、としている。

③ 検閲前の著作物の著作権保護

中国著作権法第 4 条において、「法によりその出版及び伝達が禁止されている著作物は、本法による保護を享受しない。」としており、検閲前の著作物が著作権法により保護されない。

(2) 市場アクセス

出版物、音響映像製品を輸入・流通する社を、国有企業や内資過半企業に 限定している。